４．福祉・社会保障政策

（１）子どもの健全育成支援

子どもの健全育成においては、子ども・子育てに関する総合計画として新たに策定された「あいち はぐみんプラン 2015-2019」に基づき、全ての子どもや子育て家庭に対する支援を充実させるため、県が主体性をとり、市町村、地域社会それぞれと連携し、県全体で子どもの成長や子育てを支援していく環境整備を必要である。

愛知県児童相談センターによる 2014 年度の児童虐待相談対応件数は過去最多となり、5 年連続最多件数を更新していることから、子どもを持つすべての保護者が、自信と責任を持って子育てができるよう地域での子育て支援の充実と、児童虐待の予防と対応策の強化が求められている。

また、わが国の子どもの貧困率は 16.3%と早急な取り組みが必要であり、子どもが健全に育まれる社会環境づくりを要望する。

① 「あいち はぐみんプラン 2015-2019」に基づき、市町村の保育所に加えて事業所内保育施設等の設置状況と利用者ニーズを的確に把握し、市町村に整備等の必要な支援、広域調整を行うとともに、関係事業者への制度の周知徹底を図ること。

② 多くの市町村で保育士不足が発生しており、このことが保育の質の低下を招き、保育事故につながる可能性が高い。このため、現在は離職している保育士資格取得者（潜在保育士）の再就職支援を含めた保育士の人材確保にむけ、保育士の正規・非正規職員共に長時間・過密労働などの労働環境改善や処遇改善も含めた取り組みを進めること。また、保育事故の自治体・保護者にむけた事故報告が義務化されるため、情報の共有化と再発防止対策を図ること。

③ 「愛知県子どもを虐待から守る条例」に基づき、虐待防止策と早期発見、およびファミリーホーム等の施設の整備など市町村への支援を積極的に行うこと。また、子育て家庭に対する窓口を一本化し、妊娠から子育てへの継続支援の取り組みをすべての市町村で実施すること。

④ 「子ども・若者支援地域協議会」を未設置の市町村に対しては、子ども・若者を地域ぐるみで支援するためにも、設置するよう働きかけること。

（２）高齢者福祉の充実

2025 年度には団塊の世代がすべて 75 歳以上となり、医療や介護を必要とする高齢者、とりわけ認知症や一人暮らしの高齢者の増加が懸念されており、介護従事者の不足と処遇の悪化も顕在化している。介護予防サービスのうち「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」の 2 サービスを、介護予防・日常生活支援総合事業に移行し、2019 年度までに全ての市町村で実施することとされ、特別養護老人ホームへの入所が要介護 3 以上となる。このことから、予防のための健康づくりの施策や、安心して在宅介護が受けられる地域ぐるみの体制づくりを要望する。

① 高齢者の孤立を防止するため、地域住民と関係事業者の協力による「見守りネットワーク」モデル事業の効果を検証し、市町村への普及を図ること。

② より充実した介護サービスを確保・提供できる体制を構築するため、介護従事者の処遇改善を図るとともに、処遇改善加算の申告がされていない事業所に対する指導を徹底するなど、介護従事者の離職防止と人材の確保にむけ引き続き努めること。

また、介護福祉サービスが県民に充分に提供されるよう、必要な施設を増設するなど、地域での格差是正にむけ、市町村への補助や、指導要請を行うこと。

③ 介護制度・介護サービスについて、県民に広く周知するとともに市町村と連携したワンストップサービスなど介護ニーズに合ったサービスを充実させること。

④　保健、医療、福祉、介護を一体的、体系的にサービス提供する「地域包括ケアシステム」は、関係機関同士の連携が最も重要であるため、モデル事業の検証を行い県としてのサポートを進めるとともに、職員への実践的な研修や人材確保等機能充実にむけた支援体制を強化すること。

⑤　特別養護老人ホーム等の施設入居に対し、愛知県内においても多くの方（待機介護3～5：7，285 人　2014.6 調査）が待機をしているのが現状であり、今後、団塊の世代が高齢者となっていくなか、待機者がさらに増加していくことが強く懸念される。早期に待機者の解消にむけ、市町村と連携し、具体的対策を講じるとともに、待機者の介護を行っている家族の負担軽減策について検討・実施すること。

（３）障がい者福祉の充実

県内全域に設置された「障害者就業・生活支援センター」を拠点として、障がい者に対する就業支援と生活上のきめ細かな支援を行うとともに、近年増加している重症心身障がい児への支援の充実を要望する。

①　障がい者の就業及び生活における第一次的な相談窓口を「障害者就業・生活支援センター」が担うことを企業に対し周知徹底し、関係機関と連携しながら、きめ細かな支援に必要な人材確保を図ること。また、障害者総合支援法に伴う移動支援については、通勤のための支援の必要性を把握するとともに、2016 年度から施行される「障害者差別解消法」との関係も整理したうえで必要な支援策を検討すること。

②　障がい児者の医療・介護支援において、医療費負担の軽減はもとより、重症心身障がい児施設の病床数が全国で最も少なく、在宅ケアによる家族の負担の解消と障がい児の自立支援にむけた、コロニー再編計画の着実な実行と民間施設への財政支援等入所施設の一層の充実を図ること。

（４）安心できる医療体制の確立と医療サービスへの対応

患者の高齢化が進むなかで、医師・看護師の偏在による診療制限や、医療現場の過酷な労働条件に伴う離職によって医師・看護師が不足していることから、安心して医療が受けられるよう、医師・看護師の確保を含めた医療体制の確立と医療現場で働く労働者の労働環境の改善による医療サービスの充実を要望する。

①　産婦人科や小児科については、医師の増員や既存病院における診療科の設置により偏在の是正を図るなど、市町村と連携し地域事情に応じた必要な措置を早期に講ずること。

②　病院勤務医の負担軽減のため、「かかりつけ医」利用を促進する施策の充実および、「病・診連携」の強化が図られる環境整備について、関係機関と連携して取り組むこと。

③　医師・看護師の子育て支援をはじめ労働・勤務環境の改善により人材を確保し、安全で質の高い医療サービスが県民に提供されるよう取り組むこと。

（５）小・中学生の医療制度の充実

社会全体で子どもを健全に育成する観点から、小・中学生の医療費の市町村間格差の解消を要望する。

① 通院費については、「中学校卒業まで無料または一部負担」が県内市町村の大勢を占めていることから、既に実施の入院費と同様、未実施の市町村に対して県または国の補助で実施すること。

（６）生活保護や生活支援の運営体制の改善・充実

生活保護を必要としている人が確実に受給でき、2015 年度からスタートした生活困窮者自立支援制度についても、各福祉事務所と連携して着実な実施を要望する。

① 生活保護を必要としている人が申請の権利（保護請求権）を確実に行使できるよう、各市・福祉事務所の窓口で「ワンストップ」で対応できる体制の構築と指導を実施するとともに、福祉事務所のない町村への対策を講ずること。

また、一旦生活保護受給者となった人への自立・就労にむけた支援を包括的に行えるよう、相談支援員等の人材確保を含めた運営体制の充実と、ハローワークと連携した就労につながる実効性ある取り組みを行うこと。

② 家庭の経済状況の格差が教育の格差につながらないよう、子どもの貧困対策として、教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の総合的な施策に取り組むこと。